

# 福岡県公報

平成19年5月7日  
第2673号

## 目次

### 告示 (第942号 - 第949号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	.....	1
都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	.....	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	.....	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	3
<b>公 告</b>			
福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課)	.....	3
<b>監 査 委 員</b>			
監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課)	.....	4
<b>公 安 委 員 会</b>			
道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の 一部改正	(警察本部運転免許試験課)	.....	7
道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定の 一部改正	(警察本部運転免許試験課)	.....	7

## 告 示

福岡県告示第942号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年5月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡粕屋町大字江辻牟田313 - 1、314 - 1、314 - 2及び314 - 7
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市博多区吉塚8丁目4 - 48  
初村第一倉庫株式会社 代表取締役 初村 純一

福岡県告示第943号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年5月7日から同月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年5月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容  
古賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
都市計画法第5条第1項の規定により指定した古賀都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課  
古賀市建設産業部都市計画課

福岡県告示第944号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1

項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年5月7日から同月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容  
古賀都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
(1の区域区分については変更がない。)
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課  
古賀市建設産業部都市計画課

福岡県告示第945号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大野城市つつじヶ丘1丁目6番1、7番1、8番1、8番2、8番4、9番1、10番1、14番、15番、16番1及び17番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
愛知県安城市三河安城町1丁目16番5  
株式会社 東祥 代表取締役 沓名 俊裕

福岡県告示第946号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成19年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大牟田市大字歴木字松山1519番1、1520番1、1520番4、1520番5、1521番1、1521番2、1521番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大牟田市青葉町129番地  
山本 智  
大牟田市笹原1丁目10番地  
神之田 茂  
大牟田市大字白川534番地6  
藤木 宏

福岡県告示第947号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 処分を受けた事業者
  - (1) 名称  
株式会社辰巳商会
  - (2) 所在地  
大阪市港区築港四丁目1番1号
  - (3) 代表者  
代表取締役 木谷 光徳
- 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成19年4月11日

4 処分の理由

事業者が、平成19年3月30日付けで、兵庫県知事から産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消されたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号二の規定に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

福岡県告示第948号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	久 留 米 立 花 線	前	八女郡広川町大字吉常359番2先から 同郡同町大字水原7番4先まで	4.7 ~ 14.4	530.0
			後	同上	12.8 ~ 27.0	530.0

福岡県告示第949号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成19年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考
八 女	県 道	八 瀬 女 高 線	前	筑後市大字津島 1461番先から 同市大字津島1022 番8先まで	3.7 ~ 12.2	1,385.6	
			後	同上	3.7 ~ 12.2	1,385.6	
			後	同上	14.6 ~ 24.0	1,649.2	うち県道 船小屋停 車場水田 線重用延 長 369.0 メートル

## 公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第197回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成19年5月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 日時

平成19年5月31日 午後2時

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13 - 50

福岡県吉塚合同庁舎 604 A B 会議室

3 予定議案

- (1) 北九州都市計画道路の変更（福岡県決定）について
- (2) 福岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (3) 福岡都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (4) 篠栗都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（福岡県決定）について
- (5) 篠栗都市計画区域区分の変更（福岡県決定）について
- (6) 福岡県大規模集客施設の立地ビジョンについて

#### 4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

### 監査委員

監査公表第3号

総務部出先機関の職員研修所等17か所について実施した定期監査結果の報告（平成19年2月26日18監二第730号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年5月7日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
福岡県監査委員職務執行者	後藤 元秀

18行経第2521号  
平成19年3月28日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿  
同 進 谷 庸助 殿  
同 伊 藤 龍峰 殿  
同 後 藤 元 秀 殿

福岡県知事 麻 生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成19年2月26日付18監二第730号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
博多県税事務所	庁舎等維持負担金において、概算で受領した額を精算しなかったこと及び積算を誤ったため、132,271円（10件）が収入過となっている。	収入過132,271円（10件）については、平成19年1月調定（第3／四半期分）で精算し事務処理を完了しました。 今後、より一層のチェック体制の強化等再発防止に取り組み、適正な事務処理に努めます。
東福岡県税事務所	法人県民税において、税額の適用を誤ったため、60,000円（2件）が徴収不足となっている。	平成16年4月1日～平成17年3月31日分の不足税額については、平成18年10月10日に修正申告、平成18年10月11日に納付されました。 平成17年4月1日～平成18年3月31日分の不足税額については、平成18年10月2日に賦課取消及び訂正入力処理し、平成18年10月11日に納付されました。 資本金の変更については、異動届を提出するよう指導を行いました。 今後、このようなことのないよう申告書入力の際に金額の確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。
アジア文化交流センター	行政財産使用料において、7,993,536円（2件）の調定が59日遅延している。	調定遅延分につきましては平成18年6月16日までに全額収納いたしました。 今後は財務規則に従った適正な事務処理を行うとともに、所属のチェック機能を強化するなど、再発の防止に努めてまいります。

私学学事振興局学事課 (旧福岡女子大学)	備品購入において、一括して発注すべきものを分割して発注しており、不適正な契約方法となっている。(1件)	福岡女子大学は、平成18年4月1日に公立大学法人に移行しており、今後は、法人で定められた会計規程及び会計規程細則に従った適正な事務処理に努めます。
-------------------------	---	---

# 公安委員会

福岡県公安委員会告示第131号

道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

平成19年5月7日

福岡県公安委員会

筑後自動車学校 筑後市大字久富1133 牛島 巖	筑後自動車学校 筑後市大字久富1133	を
--------------------------------	------------------------	---

筑後自動車学校 筑後市大字久富1133 牛島 護 巖	筑後自動車学校 筑後市大字久富1133	に改める。
----------------------------------	------------------------	-------

福岡県公安委員会告示第132号

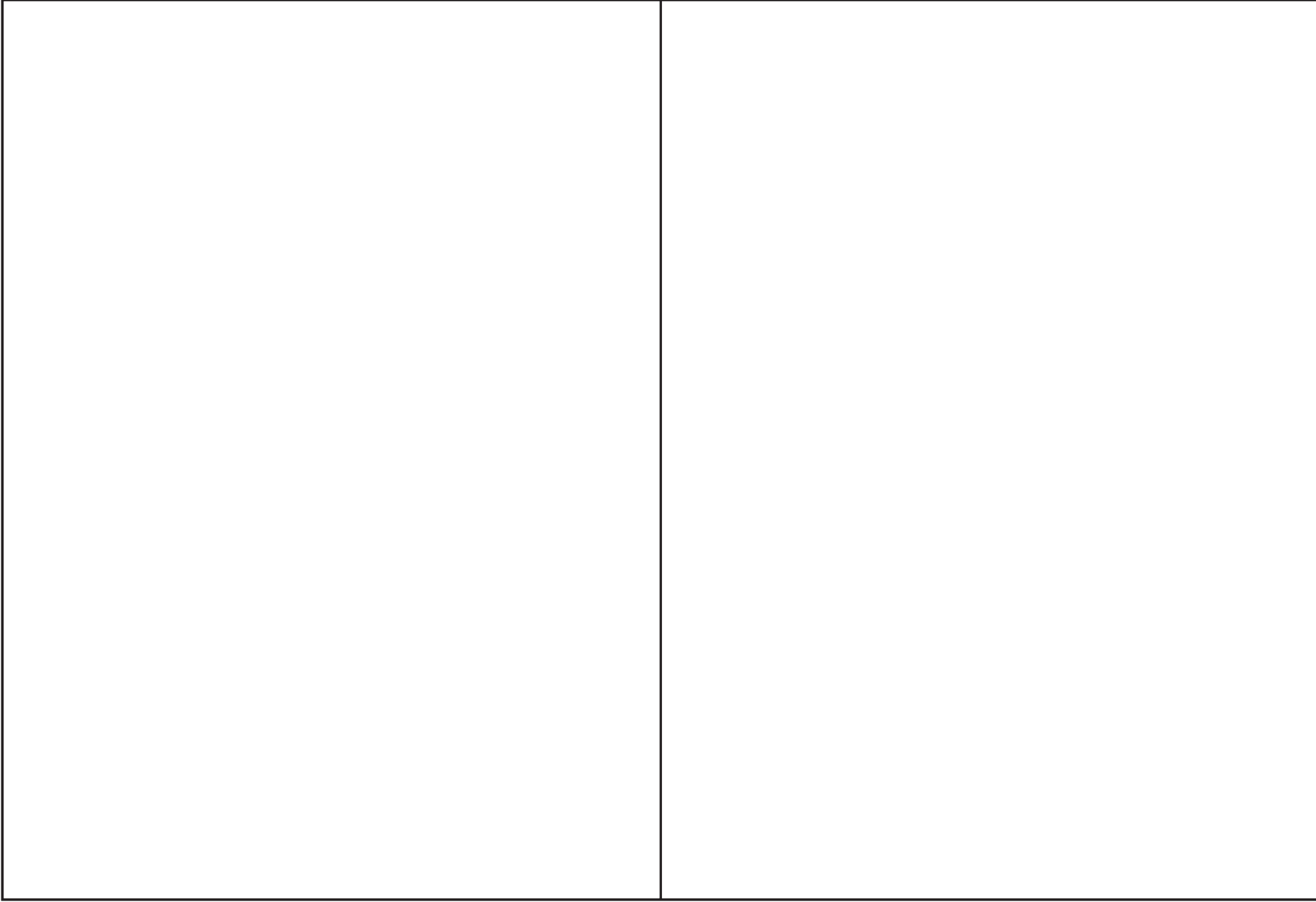
道路交通法第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

平成19年5月7日

福岡県公安委員会

田川自動車学校 田川郡糸田町1870-53 中村 半	田川自動車学校 田川郡糸田町1870-53	を
----------------------------------	--------------------------	---

田川自動車学校 田川郡糸田町1870-53 中村 直也	田川自動車学校 田川郡糸田町1870-53	に改める。
-----------------------------------	--------------------------	-------



定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
 〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙等率100%再生紙を使用しています